

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費  
(平成30年度当初予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 40,071百万円

1. 社会保障施策の充実(23,166百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他	
子・ ども 育 て	教育・保育給付費	21,887			9,282	12,605
	地域子ども・子育て支援事業費	4,916	59		3,074	1,783
	児童保護措置費	4,471	2,201	11	266	1,993
医 療 ・ 介 護	後期高齢者医療負担金	73,326			655	72,671
	国民健康保険助成費	49,782			3,613	46,169
	難病等対策費	4,364	2,155		2,126	83
	地域医療総合確保事業費	4,037	2,618	54	1,309	56
	介護給付費負担金	56,439			1,499	54,940
	介護保険地域支援事業交付金	3,671			391	3,280
	地域介護総合確保事業費	2,801	1,867		934	
診療報酬の充実	16,419	4,673	5	17	11,724	
合計	242,113	13,573	70	23,166	205,304	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(16,905百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。